

各事業所において、「自分のところは自分で守る」の精神に基づき、下記の事項を再徹底し、より一層の防火安全対策の強化をお願いします。

## 1 防火管理体制の充実

- (1) 火災予防上の自主検査の徹底
- (2) 防火管理上必要な教育の実施
- (3) 建物の用途、規模、構造、収容者の状況、勤務人員等の実態に合った想定での消防訓練の実施及び検証



※ 特定防火対象物については、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施し、訓練を実施する場合には、あらかじめその旨を消防署へ通報してください。

## 2 避難施設及び消防用設備等の維持管理の徹底

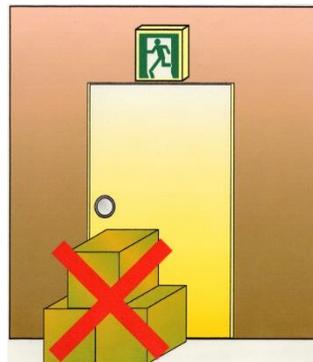
- (1) 避難施設及び消防用設備等の自主点検の実施
- (2) 消防用設備等の点検報告（法定点検）の実施

※ 定期（機器点検6か月、総合点検1年ごと）に点検し、特定防火対象物は1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回その結果を消防署に報告してください。

避難通路に障害物を置かない

防火戸の周囲には物を置かない

日ごろから点検をしておき、いつでも使えるように！



## 3 防災物品及び防災製品の使用

## 4 防火対象物定期点検報告の実施（点検報告義務対象物に限る）

## 5 震災時における出火防止対策

- (1) 過去の大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策の徹底
- (2) 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進
- (3) 火気使用設備・器具及び電気器具の出火防止対策の徹底

火気使用場所の整理整頓

喫煙所以外は禁煙！  
灰皿を用意し、後始末をしっかりと



石油ストーブ、ガスこんろなどの周囲に可燃物を置かない



たこ足配線等に気をつける